

さかの森林を守り育てるため、佐賀県森林環境税を活用し「さかの森林再生事業」を実施しています。

① 荒廃した森林を再生 さかの森林採光事業



【概要】 県内一円の河川集水域等に残存する荒廃した人工林において、県が森林所有者に代わって、通常よりも高い比率で樹木の一部を間引きする間伐を実施し、災害に強い針葉樹と広葉樹が混じりあった豊かな森林に誘導します。
また、倒木や間引きした木が流れ出す恐れがある箇所については、その除去等を行います。

【事業主体】 県
【5カ年計画】 約 1,800ha
【R1実績】 事業量 241ha
【R2実施計画】 事業量 442ha



間伐作業中

作業後

② 市町が行う森林の整備を支援 ふるさとの森林づくり事業



【概要】 市や町が行う荒廃した森林又はそのおそれのある森林の購入及び間伐などの整備に対し支援します。

【事業主体】 市町
【補助率】 公有化 1/2 公的整備 10/10
【R1実績】 事業量(公的整備)50ha
【R2実施計画】 事業量(公的整備)51ha
【5カ年計画】 公的整備 約 200ha



③ 森林所有者等が行う荒廃森林の拡大防止作業を支援 次代へつなぐ森林再生事業



【概要】 地理的条件が悪い森林における搬出間伐や、間伐しても良好な成長が見込めない森林において行う再造林・下刈り等を支援します。

【事業主体】 森林所有者等
【補助率】 間伐：定額・68%以内
再造林：22%以内
下刈：32%以内
【5カ年計画】 約 830ha

【R1実績】 事業量 60ha
【R2実施計画】 事業量 165ha



④ 地域の森林づくり活動を支援 県民参加の森林づくり事業



【概要】 荒廃森林の再生を目指して、県民自ら企画・立案し取り組まれる侵入竹の除去や広葉樹植栽などの「森林づくり活動」を募集し、その活動を支援します。

【事業主体】 ※CSO等
【補助率】 10/10(上限額200万円/年・団体)
【活動例】 人工林に侵入した竹の除去
広葉樹などの植栽等
【5カ年計画】 50団体への補助
【R1実績】 団体数13団体
【R2実施計画】 団体数11団体



広葉樹の植栽



侵入竹の除去

※CSOとは、NPO法人などのほか、婦人会や老人会など地域で公共的な活動を行う団体の総称です。

⑥ さかの森林の情報を発信 さかの森林再生推進事業



【概要】 さかの森林再生事業の紹介、事業計画・実績の公表、ホームページの運用管理など、広報媒体を活用してPRを行います。

【事業主体】 県

佐賀県

ホームページでの情報提供

Facebookでの普及啓発「みんなで育てよう！さかの森林」で検索してください

⑤ 自然環境を守る活動を支援 未来へつなぐ宝の森林整備事業

【概要】 佐賀県を代表する自然環境の維持・保全のため、県、市町、CSO等の協働により行う森林保全活動等を支援します。

【事業主体】 県・市町・CSO等で組織する団体
【年間事業量】 56ha



虹の松原の再生・保全活動

佐賀県森林環境税の仕組み

さかの森林を県民みんなで支えていくため、県民と法人に広く負担していただく「県民税均等割」に上乗せする方法(超過課税)により納めていただいています。

納税義務者

個人 (その年の1月1日現在で)
県内に住所がある方
県内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷を持っている方
※非課税となる方
生活保護法の規定による生活扶助を受けている方、障がい者、未成年者等で前年の所得金額が一定額以下の方など

法人 県内に事務所または事業所を有する法人など

税率

個人 年額500円(個人県民税均等割額の納税義務者が対象)

法人 資本金等の額の区分により1,000~40,000円が加算されます

課税期間

個人 平成30年度~令和4年度

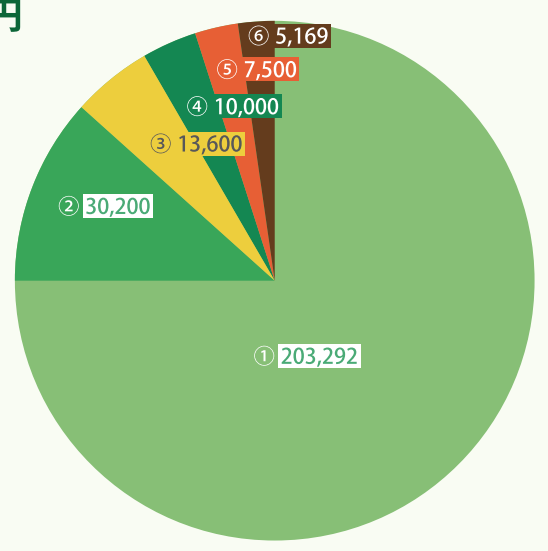
法人 平成30年4月1日~令和5年3月31日の間に開始する事業年度分
※5年間(課税期間については、効果などを検証し、必要に応じて制度を見直します)

佐賀県森林環境税の使いみち (令和2年度)

支出見込額 269,761千円

① さかの森林採光事業	203,292
② ふるさとの森林づくり事業	30,200
③ 次代へつなぐ森林再生事業	13,600
④ 県民参加の森林づくり事業	10,000
⑤ 未来へつなぐ宝の森林整備事業	7,500
⑥ さかの森林再生推進事業	5,169

単位：千円



収税規模

約2億4千万円(平年ベース)

収税の管理

基金により管理し、「さかの森林再生事業」に使いみちを限定します